3　存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについて、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととした。（消費税法附則第一九条の三関係）

七　揮発油税法の一部改正関係

揮発油税の税率を一キロリットルにつき二万四、〇〇〇円（改正前二万四、三〇〇円）に引き下げることとした。（揮発油税法第九条関係）

八　地方揮発油税法の一部改正関係

地方揮発油税の税率を一キロリットルにつき四、七〇〇円（改正前四、四〇〇円）に引き上げることとした。（地方揮発油税法第四条関係）

九　印紙税法の一部改正関係

存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについて、印紙税法別表第二に掲げる者とみなすこととした。（印紙税法附則第九条の二関係）

一〇　国税通則法の一部改正関係

1　国税当局による情報照会の仕組みについて、次のとおり整備を行うこととした。

㈠　所轄国税局長が特定事業者等へ報告を求める措置について、次のとおり講ずる。（国税通則法第七四条の七の二関係）

(1)　所轄国税局長は、特定取引（電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引のうちこの規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。以下同じ。）の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署（以下「特定事業者等」という。）に、特定取引者（特定取引を行う者をいい、左記⑵イに該当する場合にあっては、一、〇〇〇万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える特定取引を行う者に限る。以下同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、特定取引者の範囲を定め、六〇日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができることとする。

(2)　右記(1)の処分は、国税に関する調査について必要がある場合において、次のいずれかに該当するときに限り、することができることとする。

イ　特定取引者が行う特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、当該取引に係る課税標準が一、〇〇〇万円を超える者のうち半数を超える数の者について、当該取引に係る課税標準等又は税額等につき更正決定等をすべきと認められている場合

ロ　特定取引者がその行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

ハ　特定取引者が行う特定取引の態様が経済的必要性の観点から通常の場合にはとられない不合理なものであることから、当該特定取引者が当該特定取引に係る課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

(3)　所轄国税局長は、右記(1)の処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならないこととする。

(4)　右記(1)の処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、報告を求める事項等を書面で通知することにより行うこととする。

(5)　所轄国税局長は、右記(1)の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。

㈡　国税庁等の当該職員は、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）に、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法令上明確化する。（国税通則法第七四条の一二関係）

2　個人番号又は法人番号（以下「番号」という。）が付された証券口座に係る加入者の情報を税務上効率的に利用できる措置について、次のとおり講ずることとした。

㈠　口座管理機関は、当該口座管理機関の加入者の氏名又は名称及び住所又は居所その他社債等に関する事項を当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。（国税通則法第七四条の一三の三関係）

㈡　振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の氏名又は名称及び住所又は居所その他株式等に関する事項を当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る。）から当該加入者（当該株式等についての権利を有する者又は当該口座管理機関の加入者に限る。）の番号その他の事項の提供を求められたときは、これらの事項を提供するものとする。（国税通則法第七四条の一三の四関係）

一一　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第二九条の二関係）

(1)　適用対象者の範囲に、中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等が同法に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行う社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材で、取締役及び使用人等以外の者（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始等の日から新株予約権の行使の日まで引き続き居住者であること等の要件を満たす者に限る。以下「特定従事者」という。）を加える。

(2)　特定従事者が本特例の適用を受けて取得をした株式を相続等により取得をした個人は、承継特例適用者に該当しないこととする。

(3)　特定従事者が、本特例の適用を受けて取得をした株式の譲渡等をするまでに国外転出をする場合には、当該国外転出の時に、当該株式に係る新株予約権の行使の日における当該株式の価額に相当する金額等により当該株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課する。

㈡　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された事業を行う事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを加えることとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

(1)　当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地又はその土地の上に存する権利

(2)　当該裁定申請書に添付された事業計画書に係る計画に記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又はその土地の上に存する権利（一定の事業に該当する場合におけるものを除く。）

㈢　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定に基づいて資産が収用され、補償金を取得する場合には、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等を適用することとした。（租税特別措置法第三三条関係）

㈣　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三四条、第六五条の三及び第六八条の七四関係）

(1)　適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限る。）に買い取られる一定の場合を加える。